

令和5年第2回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和5年4月27日 開会

令和5年4月27日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和5年第2回奈井江町議会臨時会

令和5年4月27日（木曜日）

午前 9時59分開会

午前10時21分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第2号 令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第3号 奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第4号 工事請負契約について【奈井江町文化ホールコンチェルトホール空調設備更新工事】
- 第 7 議案第5号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第7号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（8人）

2番	大 関 光 敏	3番	竹 森 毅
4番	遠 藤 共 子	5番	石 川 正 人
6番	笹 木 利 津 子	7番	森 山 務
8番	大 矢 雅 史	9番	森 岡 新 二

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町	長	三 本 英 司
副 町	長	碓 井 直 樹
教 育	長	相 澤 公
総 務 課 参 事	辻 脇 泰 弘	
教 育 委 員 会 参 事	松 本 正 志	
産 業 観 光 参 事	石 塚 俊 也	
町 立 病 院 参 事	杉 野 和 博	
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二	

建設環境課長	加藤一之
町民生活課長兼会計管理者	横山誠
保健福祉課長	鈴木久枝
建設環境課課長補佐	石川裕二
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
総務課課長補佐	田中恵
産業観光課課長補佐	遠藤友幸

代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本静
議会庶務係主査	釣本真由美

開会・挨拶

●議長

皆さんおはようございます。臨時会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員8名で定足数に達しておりますので、令和5年奈井江町議会第2回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番、石川議員、6番、笹木議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)の専決処

分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。臨時会出席、お疲れさまです。

議案書1ページをお開きください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

専決事項は、令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)であります。第1条において、歳入歳出それぞれ8,058万1,000円を追加し、総額をそれぞれ58億2,004万4,000円とするものであります。

第2条、翌年度に繰越して使用することができる経費については、5ページ、第2表繰越明許費のとおり、担い手確保・経営強化支援事業、1,669万円であります。今回の補正予算につきましては、令和4年度の地方交付税等歳入予算の確定を主たるものとし、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

令和5年4月27日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、12ページをお開きください。

2款1項11目の役場庁舎整備基金では、ご寄附による積立てで5万円を追加計上。

12ページ下段から13ページにわたります8款の土木費においては、地方債の配分確定に伴う財源の振替えを行っております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。

2款地方譲与税から10ページにわたります12款交通安全対策特別交付金まで、それぞれ交付額の確定により合わせて4,313万1,000円を追加計上。

11ページにわたる15款2項4目の土木費国庫補助金では、地方公共団体への道路除雪費の支援として交付された臨時道路除雪事業費補助金4,000万円を追加計上。

18款寄附金では、福井泰矩様からのご寄附5万円を追加計上。

22款の町債1項3目の緊急自然災害防止対策事業債では、排水路回収費の借入れ確定により、190万円を減額計上。

4目の土木債では、南団地解体工事費の借入れ確定により70万円を減額計上しております。

以上における歳入歳出の差8,053万1,000円については、歳出12ページ、財政調整基金積立金を同額追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議と認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第4、議案第2号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書14ページをお開きください。

議案第2号「令和5年度一般会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ141万9,000円を追加し、予算の総額を66億530万9,000円とするものであります。

令和5年4月27日提出、奈井江町長。

今回の補正予算につきましては、国の施策として決定した、低所得の子育て世帯に対する特別給付に要する費用であります。

補正予算の内容について歳出よりご説明いたします。

20ページをお開きください。

3款2項2目の児童措置費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費では、児童扶養手当受給者等、北海道から直接支給を受けるご家庭を除く、住民税均等割非課税の子育て世帯等を対象として、子ども一人当たり5万円の給付金を支給するもので、事務費と合わせて141万9,000を追加計上しております。

次に歳入についてご説明いたします。

19ページをお開きください。

15款2項2目の民生費国庫補助金で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業補助金141万9,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第5、議案第3号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書23ページをお開きください。

議案第3号「奈井江町税条例及び奈井江町都市計画税条例の一部を改正する条例」。

令和5年4月27日提出、奈井江町長。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

おはようございます。臨時会出席、お疲れさまでございます。

それでは、改正の内容につきまして、臨時会資料によりご説明いたしますので、資料1ページ、資料1の町税条例等の主な改正概要をご覧いただきたいと思っております。

今回の改正は、令和5年度の地方税法の改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例を改正するものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

初めに、1、個人住民税関係につきまして。森林環境税の創設に伴いましての改正であります。

森林が持つ国土保全、地球温暖化防止、水源維持等の機能を保全・整備する費用に充てることを目的とし、令和6年度から、町民税、均等割加税者に対しまして1人年1,000円が賦課されることになり、その徴収の方法について改正を行うものでございます。

なお、徴収いたしました当税につきましては、一度国に納付いたしました後、森林環境譲与税とし、譲与基準により都道府県及び市町村に交付されることになってございま

す。

施行期日につきましては、令和6年1月1日でございます。

続きまして、2の軽自動車税関係でございます。特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等と呼ばれているものでございますけれども、道路交通法の改正に伴いまして、令和5年7月1日より安全基準に適合した当該車両が、公道での走行が可能となるため、種別割課税の原動機付き自転車に区分されまして、令和6年度から1台2,000円を賦課することになることから、改正を行うものでございます。施行期日は、令和5年7月1日でございます。

次に、種別割グリーン化特例の期間延長でございます。燃費性能に優れた新車、軽自動車の取得日の翌年度分に限りまして、税率を軽減する特例措置の適用期間を延長するもので、表に記載してございますとおり、令和12年度の燃費基準達成率が70%及び80%の営業車につきましては、軽減率25%を令和6年度まで2年間延長、90%の営業車は軽減率50%を令和7年度まで3年間延長、電気自動車等につきましては、軽減率75%を令和7年度まで3年間延長とするため改正を行うものであります。施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日適用となります。

次ページをお開き願います。

3の国民健康保険税関係につきまして、町税条例第149条の3の2、特例対象被保険者、いわゆる会社の都合ですとか倒産、解雇、雇い止めとなった方に関わります申告において、国民健康保険税の減免手続に雇用保険受給資格通知を用いることが可能になったことによりまして、関係条文の整理を行うものでございます。

また、公的年金等に関わる国民健康保険税の課税の特例等における関係法令の改正に伴いまして改正を行うものでございます。施行期日は公布の日から施行しまして、令和5年4月1日に適用となります。

続きまして、4の固定資産税及び都市計画税につきまして、大規模な修繕等が行われましたマンションに対する固定資産税の特例が新設されたことによるもので、特例の対象となるマンションにつきましては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第2号に規定する建物で、新築から20年以上経過し、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に総務省が定める大規模な外壁修繕等の工事を施行した建物となり、施工完了の翌年度に限り専有部分の固定資産税の3分の1を減額するものでございます。施工期日は公布の日から施工し、令和5年4月1日適用となります。

以上、奈井江町で条例等の一部を改正する条例の主な改正点についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第6、議案第4号「工事請負契約について【奈井江町文化ホールコンチェルトホール空調設備更新工事】を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書32ページをお開いてください。
議案第4号、工事請負契約について。

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和5年4月27日提出、奈井江町長。

- 1、契約の目的、奈井江町文化ホールコンチェルトホール空調設備更新工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約の金額、5,093万円。
- 4、契約の相手方、奈井江町、高橋千永、経常建設共同企業体であります。

入札の概要については、次ページの執行調整をご覧くださいと思います。

以上、工事請負契約についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行いません。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時16分)

●議長

日程第7、議案第5号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

第2回臨時会のご出席ご苦勞さまです。

議案書34ページをお開きください。

議案第5号「公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」。

公平委員、山口俊哉氏が令和5年4月30日をもって委員を辞職するため、後任として首藤繁勝氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、町議会への同意を求めるものであります。

令和5年4月27日提出、奈井江町長。

なお、首藤氏の履歴につきましては、次ページに掲載しております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件でありますので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第8、議案第6号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書36ページをお開きください。

議案第6号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」。

監査委員、中野浩二氏が令和5年4月30日をもって任期満了となるため、後任として山口俊哉氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

令和5年4月27日提出、奈井江町長。

なお山口氏の履歴につきましては、次ページに掲載しております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第9 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第9、議案第7号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

暫時休憩をいたします。

(休憩)

●議長

会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書38ページをお開きください。

議案第7号「固定資産評価員の専任につき同意を求めることについて」。

固定資産評価員田野義美氏が、令和5年3月31日をもって辞職したので、後任として横山誠氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、町議会への同意を求めるものがあります。

令和5年4月27日提出、奈井江町長。

なお、横山氏の履歴は、次ページに掲載をしております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

(休憩)

閉会

●議長

会議を再開いたします。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年奈井江町議会第2回臨時会を閉会といたします。

皆さん大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

(10時21分)